

市川市建設工事予定価格公表要領 新旧対照表（令和7年6月1日）

現 行	改 正 後
<p>(対 象)</p> <p>第2条 公表の対象は、契約金額250万円以上の建設工事とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、契約金額250万円未満の建設工事も公表するものとする。</p>	<p>(対 象)</p> <p>第2条 公表の対象は、契約金額250万円以上の建設工事とする（<u>予定価格を事前公表した建設工事を除く。</u>）。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、契約金額250万円未満の建設工事も公表するものとする。</p>